

広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十二号

広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 広島県青少年健全育成条例施行規則（平成四年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(有害図書類とする図書類の内容)</p> <p>第一条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 陰部、でん部又は胸部を愛ふ又はもてあそぶ姿態</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 不同意性交等その他の陵辱行為</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>(有害図書類とする図書類の内容)</p> <p>第一条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 陰部、でん部又は女性の胸部を誇示した姿態</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 陰部、でん部又は女性の胸部を愛ふ又はもてあそぶ姿態</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 強制性交等その他の陵辱行為</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ (略)</p>

第二条 広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九条 (略)</p> <p>(携帯電話インターネット接続業務提供事業者等が説明すべき事項)</p> <p>第十条 条例第四十二条の三第一項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をおそれがあること。</p> <p>二 保護者が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下この条において「法」という。）第十五</p>	<p>第九条 (略)</p>

条ただし書の規定による青少年有害情報フィルタリングサービス(法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)を利用しない旨の申出をするときは、条例第四十二条の第三項に規定する理由が必要であり、同項に規定する書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。以下この条において同じ。)を提出しなければならないこと。

三 保護者が、法第十六条ただし書の規定による青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。)を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例第四十二条の第三項に規定する理由が必要であり、同項に規定する書面を提出しなければならないこと。

(青少年有害情報フィルタリングサービス等を利用しない理由等)

第十一條 条例第四十二条の第三項に規定する規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- 二 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかつており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- 三 保護者が、その保護する青少年の携帯電話端末等からのインターネットの利用の状況を適切に把握すること等により、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。

2| 条例第四十二条の第三項及び第四項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申出年月日
 - 二 保護者の氏名、住所及び電話番号
- 3| 条例第四十二条の第三項に規定する規則で定める理由は、保護者が自らの責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることとする。

(公表の方法)

第十二條 条例第四十二条の第三項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 勧告の内容

- | | |
|----|--|
| 二 | 公表の理由 |
| 三 | その他知事が必要と認める事項 |
| 21 | 条例第四十二条の三第七項の規定による公表は、広島県報への掲載、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。 |

附 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。